

2 高学第 954 号
令和 2 年 7 月 22 日

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長

服務規律の徹底について（通知）

教職員の服務規律の確保や不祥事の根絶につきましては、定期的に校内研修会を開催するなど機会あるごとに指導の徹底を図っていただいています。

そのような中、このたび、県立高等学校の技師が、同校の敷地内で、同校の女性教職員に対して、同意を得ることなく、極めて悪質なわいせつ行為を行ったことが判明しました。

同技師のわいせつ行為は、当該女性教職員を身体的及び精神的に深く傷つけ、人権を著しく侵害する許されない行為であり、子どもたちの社会性を育み、規範意識を高揚させる場所である学校で勤務時間中にこのような行為を行ったことの社会的影響は計り知れず、公務員の社会的信用を著しく失墜させるものです。

つきましては、各校において、臨時的任用教職員、会計年度任用職員を含め、全教職員のさらなる服務規律の徹底に向けて、下記の取組をお願いします。

記

- 1 各職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントについての理解を深め、日頃の会話の中にもセクハラやパワハラが潜んでいる可能性があることを周知し、人権意識をさらに高め、その防止に努めること。
- 2 各職場において、改めて「教職員の懲戒処分の指針」及び「高知県公立学校教職員の懲戒処分の公表について」を確認し、教職員のわいせつ行為は決して許されるものではなく、停職以上の処分の場合は、原則として所属名、氏名及び年齢を公表するものであり、その社会的影響は計り知れないことを周知徹底すること。
- 3 管理職は不祥事の根絶に向けた取組や教職員との面談の在り方を検証し、必要な改善を図ること。
- 4 管理職は人目が届かない場所で、男女が二人きりになるような実態がないか等確認するとともに、校内の見回りの在り方を検証し、必要な改善を図り、勤務時間の厳守にも努めること。
- 5 「学校組織の在り方検討委員会報告書」を踏まえ、引き続き、学校組織力向上に努めること。